

2025 年度（2023 年度～2025 年度）

自己点検・評価結果

内部質保証委員会による検証結果

2025 年度（2023 年度～2025 年度）自己点検・評価結果の判定

	項目数	判定の内訳		
		A	B	C
基準1 理念・目的	4	4	0	0
基準2 内部質保証	8	2	6	0
基準3 教育研究組織	3	2	1	0
基準4 教育・学習	18	15	3	0
基準5 学生の受け入れ	8	6	2	0
基準6 教員・教員組織	12	7	4	1
基準7 学生支援	11	7	4	0
基準8 教育研究等環境	9	8	1	0
基準9 社会連携・社会貢献	4	3	1	0
基準10 大学運営・財務	16	16	0	0
項目数	93	70 (75.3%)	22 (23.7%)	1 (1.1%)

A：順調（計画通り概ね順調に実施している）

B：改善や新たな取組が必要（概ね実施されているが、改善や新たな取組が必要である）

C：抜本的改善が必要（計画通り実施されておらず、計画の見直しや体制の抜本的な改善が必要である）

基準1 理念・目的

点検・評価項目	評価の視点	部局による 自己点検・ 評価結果
評価項目 1 大学の理念・目的を適切に設定していること。 また、それを踏まえ、学部及び研究科の目的を 適切に設定し、公表していること。	1) 大学が掲げる理念を踏まえ、教育研究活動等の諸活動を方向 付ける大学の目的及び学部・研究科における教育研究上の目的を 明らかにしているか。	A
	2) 理念・目的を教職員及び学生に周知するとともに、社会に公 表しているか。	A
評価項目 2 大学として中・長期の計画その他の諸施策を 策定していること。	3) 中・長期の計画その他の諸施策は、大学内外の状況を分析す るとともに、組織、財政等の資源の裏付けを伴うなど、理念・目 的の達成に向けて、具体的かつ実現可能な内容であるか。	A
	4) 中・長期の計画その他の諸施策の進捗及び達成状況を定期的 に検証しているか。	A

【内部質保証委員会による検証結果】 本学の理念・目的は、建学の精神である赤十字の理想「人道」に基づき、学部・研究科（修士課程・博士課程）ごとに適切に設定され、学則等に明記されている。これらの理念・目的は、学生便覧や大学ホームページ等、多様な媒体を通じて学生、教職員、および社会一般に広く公表されており、周知・公表の取り組みは適切であると評価する。また、理念・目的を具現化するための中長期計画として「第4次中期計画」および「年度別事業計画」が策定されていることを確認した。これらの計画は、定期的な点検・評価によって進捗が管理され、その評価結果が次年度の計画策定や取り組みの改善に反映されるPDCAサイクルが機能している。 以上のことから、基準1の各評価項目を満たしており、理念・目的の達成に向けた取り組みは着実に進められていると判断した。
--

基準 2 内部質保証

点検・評価項目	評価の視点	部局による 自己点検・ 評価結果
評価項目 1 内部質保証のための方針を適切に設定していること。また、教育の充実と学習成果の向上を図るために、内部質保証システムを整備し、適切に機能させていること。	1) 内部質保証のための全学的な方針において、基本的な考え方、体制（全学内部質保証推進組織をはじめとした諸組織の位置づけ、役割や責任）や手続を明らかにしているか。	B
	2) 教育の企画・設計とその実施、自己点検・評価及び改善活動に関して、全学的な調整や支援を行っているか。 ※ 具体的な例 ・ 3 つの方針の策定の調整・支援。 ・ 体系的・組織的な教育課程の編成に向けた調整・支援。 ・ 効果的な教育方法の開発とその運用のための調整・支援。 ・ 学習成果の可視化に向けた調整・支援。 ・ 自己点検・評価の実施やその結果の活用に向けた調整・支援。	A
	3) 大学全体規模や学部、研究科その他の組織（教職課程を実施する全学的組織を含む）における自己点検・評価をそれぞれ定期的に実施し、その結果を活用して改善・向上に取り組んでいる	B
	4) 学部、研究科その他の組織における自己点検・評価の客観性、妥当性を高めるために、学生の意見や外部の視点を取り入れるなどの工夫をしているか。	B
	5) 行政機関、認証評価機関等から指摘事項があった場合、それに適切に対応しているか。	B
評価項目 2 大学の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしていること。	1) 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。	B
	2) 教育研究活動の情報として、学生の学習実態、学習上の成果に関わる情報を社会に分かりやすく公表しているか。	A
評価項目 3 内部質保証システムの有効性及び適切性について定期的に点検・評価を行い、改善・向上に向けた取り組みを行っていること。	1) 内部質保証システムの整備や機能の状況を定期的に点検・評価し、その結果に基づき、教育の質を保証する仕組みとしてより有効に機能できるよう改善・向上に取り組んでいるか。	B

【内部質保証委員会による検証結果】 各担当部局から提出された自己点検・評価報告書に基づき、本学の内部質保証システムの整備・機能状況を検証した。2025（令和7）年度より、内部質保証の責任機関として内部質保証委員会を独立させたことは、教学マネジメント会議を包含し、全学的な質保証推進体制を強化する上で重要な進展であると評価する。また、外部有識者会議の設置や、ディプロマ・サプリメント発行等のデータに基づく教学マネジメントの推進も着実に進められている。一方で、これまでの自己点検・評価は各部署で個別に行われ、その結果やプロセスが組織横断的に見えにくいという課題があった。今後は、新体制に対応した規程等の文書改訂とウェブサイトでの公表を急ぐとともに、学生参画を機関レベルの意思決定プロセスへと具体化する必要がある。また、内部質保証委員会は組織横断的な検証を強化し、改善計画の進捗管理を徹底することで、PDCAサイクルを実質化させていく必要がある。

基準 3 教育研究組織

点検・評価項目	評価の視点	部局による 自己点検・ 評価結果
評価項目 1 大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況が適切であること。	1) 大学の理念・目的を踏まえ、また、学問の動向や社会的要請等に配慮したうえで、教育研究組織（学部・研究科や附置研究所、センター等）を構成しているか。	A
評価項目 2 教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価し、その結果を活用して改善・向上に向けて取り組んでいること。	1) 教育研究組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。	A
	2) 点検・評価の結果を活用して、教育研究組織に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。	B

【内部質保証委員会による検証結果】 赤十字の「人道」という理念に基づき、学部・研究科が設置され、地域の課題や社会的要請に応じて専門看護師養成課程を設けるなど、理念・目的と社会のニーズを両立させた組織編成が行われている。また、内部質保証委員会や教学マネジメント会議、外部有識者会議等を通じて定期的に組織の適切性を点検・評価し、保健師課程の定員増員など、具体的な改善に繋げている。一方、「地域共生センター（仮称）」については、2028（令和10）年度の設置を目指し、具体的な機能、組織、事業内容等の検討を計画的に進める必要がある。
--

基準 4 教育・学習

点検・評価項目	評価の視点	部局による 自己点検・ 評価結果
評価項目 1 達成すべき学習成果を明確にし、教育・学習の基本的なあり方を示していること。	1) 学位授与方針において、学生が修得すべき知識、技能、態度等の学習成果を明らかにしているか。また、教育課程の編成・実施方針において、学習成果を達成するために必要な教育課程及び教育・学習の方法を明確にしているか。	A
	2) 上記の学習成果は授与する学位にふさわしいか。	A
評価項目 2 学習成果の達成につながるよう各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成していること。	1) 学習成果の達成につながるよう、教育課程の編成・実施方針に沿って授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。 ※ 具体的な例 ・授与する学位と整合し専門分野の学問体系等にも適った授業科目の開講。 ・各授業科目の位置づけ（主要授業科目の類別等）と到達目標の明確化。 ・学習の順次性に配慮した授業科目の年次・学期配当及び学びの過程の可視化。 ・学生の学習時間の考慮とそれを踏まえた授業期間及び単位の設定。	B
評価項目 3 課程修了時に求められる学習成果の達成のために適切な授業形態、方法をとっていること。また、学生が学習を意欲的かつ効果的に進めるための指導や支援を十分に行っていること。	1) 授業形態、授業方法が学部・研究科の教育研究上の目的や課程修了時に求める学習成果及び教育課程の編成・実施方針に応じたものであり、期待された効果が得られているか。	A
	2) I C Tを利用した遠隔授業を提供する場合、自らの方針に沿って、適した授業科目に用いられているか。また、効果的な授業となるような工夫を講じ、期待された効果が得られているか。	A
	3) 授業の目的が効果的に達成できるよう、学生の多様性を踏まえた対応や学生に対する適切な指導等を行い、それによって学生が意欲的かつ効果的に学習できているか。 ※ 具体的な例 ・学習状況に応じたクラス分けなど、学生の多様性への対応。 ・単位の実質化（単位制度の趣旨に沿った学習内容、学習時間の確保）を図る措置。 ・シラバスの作成と活用（学生が授業の内容や目的を理解し、効果的に学習を進めるために十分な内容であるか。）。 ・授業の履修に関する指導、学習の進捗等の状況や学生の学習の理解度・達成度の確認、授業外学習に資するフィードバック等の措置。	A
評価項目 4 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っていること。	1) 成績評価及び単位認定を客観的かつ厳格で、公正、公平に実施しているか。	A
	2) 成績評価及び単位認定にかかる基準・手続（学生からの不服申立への対応含む）を学生に明示しているか。	B
	3) 既修得単位や実践的な能力を修得している者に対する単位の認定等を適切に行っているか。	A
	4) 学位授与における実施手続及び体制が明確であるか。	A
	5) 学位授与方針に則して、適切に学位を授与しているか。	A

評価項目 5 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価していること。	1) 学習成果を把握・評価する目的や指標、方法等について考えを明確にしているか。	A
	2) 学習成果を把握・評価する指標や方法は、学位授与方針に定めた学習成果に照らして適切なものか。	A
	3) 指標や方法を適切に用いて学習成果を把握・評価し、大学として設定する目的に応じた活用を図っているか。	A
評価項目 6 教育課程及びその内容、教育方法について定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。	1) 教育課程及びその内容、教育方法に関する自己点検・評価の基準、体制、方法、プロセス、周期等を明確にしているか。	A
	2) 課程修了時に求められる学習成果の測定・評価結果や授業内外における学生の学習状況、資格試験の取得状況、進路状況等の情報を活用するなど、適切な情報に基づいているか。	A
	3) 外部の視点や学生の意見を取り入れるなど、自己点検・評価の客観性を高めるための工夫を行っているか。	B
	4) 自己点検・評価の結果を活用し、教育課程及びその内容、教育方法の改善・向上に取り組んでいるか。	A

【内部質保証委員会による検証結果】		
看護学部および看護学研究科ともに、3つのポリシーに基づき教育課程を体系的に編成・実施し、アセスメントプランに沿って学習成果の把握・評価と教育改善に取り組んでいることが確認できた。特に、看護学部におけるアクティブラーニングの積極的な導入や、看護学研究科における外部評価を活用した教育課程の改善サイクルは、教育の質向上に寄与する取り組みとして評価できる。一方で、DPとCP、アセスメントプランの整合性向上や、学習過程の可視化といった課題が自己分析で的確に抽出されている。また、看護学研究科における成績評価への不服申立制度の整備は、学生の権利保護の観点から速やかな対応が望まれる。今後は、自己点検・評価で明らかになった課題に対し、改善・発展方策を着実に実行し、教育の質保証システムをさらに実質化させることが求められる。		

基準 5 学生の受け入れ

点検・評価項目	評価の視点	部局による 自己点検・ 評価結果
評価項目 1 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び 入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、 入学者選抜を公平、公正に実施していること。	1) 学生の受け入れ方針は、少なくとも学位課程ごと（学士課程・ 修士課程・博士課程・専門職学位課程）に設定しているか。	A
	2) 学生の受け入れ方針は、入学前の学習歴、学力水準、能力等 の求める学生像や、入学希望者に求める水準等の判定方法を志願 者等に理解しやすく示しているか。	A
	3) 学生の受け入れ方針に沿い、適切な体制・仕組みを構築して入 学者選抜を公平、公正に実施しているか。	A
	4) 入学者選抜にあたり特別な配慮を必要とする志願者に対応する 仕組みを整備しているか。	A
	5) すべての志願者に対して分かりやすく情報提供しているか。	A
評価項目 2 適切な定員を設定して学生の受け入れを行う とともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正 に管理していること。	1) 学士課程全体及び各学部・学科並びに各研究科・専攻の入学 者数や在籍学生数を適正に維持し、大幅な定員超過や定員未充足 の場合には対策をとっているか。	B
評価項目 3 学生の受け入れに関わる状況を定期的に点 検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでい ること。	1) 学生の受け入れに関わる事項を定期的に点検・評価し、当該 事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切 に把握しているか。	A
	2) 点検・評価の結果を活用して、学生の受け入れに関わる事項の 改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。	B

【内部質保証委員会による検証結果】 学位課程ごとにアドミッション・ポリシーを明確に定め、多面的・総合的な評価を行う入学者選抜を公正に実施している。特に、赤十字特別推薦選抜や6大学連携併願選抜など、赤十字の理念やネットワークを活かした特色ある入試制度は本学の強みである。IRデータを活用した入試区分の妥当性検証を行い、改善に取り組んでいる。一方で、学部・大学院ともに志願者数が減少傾向にあり、特に大学院では定員未充足が続いていることが課題である。18歳人口の減少や社会状況の変化が背景にあるものの、本学の魅力をより効果的に発信し、志願者確保に繋げるための広報戦略の強化が求められる。
--

基準 6 教員・教員組織

点検・評価項目	評価の視点	部局による 自己点検・ 評価結果
評価項目 1 教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を安定的にかつ十全に展開できる教員組織を編制し、学習成果の達成につながる教育の実現や大学として目指す研究上の成果につなげていること。	1) 大学として求める教員像や教員組織の編制方針に基づき、教員組織を編制しているか。 ※具体的な例 ・教員が担う責任の明確性。 ・法令で必要とされる数の充足。 ・科目適合性を含め、学習成果の達成につながる教育や研究等の実施に適った教員構成。 ・各教員の担当授業科目、担当授業時間の適切な把握・管理。 ・複数学部等の基幹教員を兼ねる者について、業務状況や教育効果の面での適切性。	B
	2) クロスアポイントメントなどによって、他大学又は企業等の人材を教員として任用する場合は、教員の業務範囲を明確に定め、また、業務状況を適切に把握しているか。	C
	3) 教員は職員と役割分担し、それぞれの責任を明確にしながら協働・連携することで、組織的かつ効果的な教育研究活動を実現しているか。	A
	4) 授業において指導補助者に補助又は授業の一部を担当させる場合、あらかじめ責任関係や役割を規程等に定め、明確な指導計画のもとで適任者にそれを行わせているか。	A
評価項目 2 教員の募集、採用、昇任等を適切に行っていること。	1) 教員の募集、採用、昇任等に関わる明確な基準及び手続に沿い、公正性に配慮しながら人事を行っているか。	A
	2) 年齢構成に著しい偏りが生じないように人事を行っているか。また、性別など教員の多様性に配慮しているか。	A
評価項目 3 教育研究活動等の改善・向上、活性化につながる取り組みを組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上につなげていること。	1) 教員の教育能力の向上、教育課程や授業方法の開発及び改善につなげる組織的な取り組みを行い、成果を得ているか。	B
	2) 教員の研究活動や社会貢献等の諸活動の活性化や資質向上を図るために、組織的な取り組みを行い、成果を得ているか。	A
	3) 大学としての考えに応じて教員の業績を評価する仕組みを導入し、教育活動、研究活動等の活性化を図ることに寄与しているか。	B
	4) 教員以外が指導補助者となって教育に関わる場合、必要な研修を行い、授業の運営等が適切になされるよう図っているか。	A
評価項目 4 教員組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。	1) 教員組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。	A
	2) 点検・評価の結果を活用して、教員組織に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。	B

【内部質保証委員会による検証結果】 臨床経験豊富な教員を主体としつつ、博士学位保持者も約半数を確保しているといった教員組織を構築している。また、教員一人当たりの学生数を低く抑え、手厚い少人数教育を実現していることも本学の強みである。また、勤務評価やTPの導入により、教員の資質向上を図る仕組みも整備されつつある。一方で、「めざす教職員像」と実際の教員組織編成方針や配置方針との体系的な整合性が確保されていない点は早急の課題である。また、今後の中長期的な人事計画の策定や、教員全体の業務負荷を可視化・平準化する仕組みの構築も必要と判断した。今後は、これらの課題解決に向けた具体的な計画を策定し、実行していくことを求める。

基準 7 学生支援

点検・評価項目	評価の視点	部局による 自己点検・ 評価結果
評価項目 1 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制を整備し、適切に実施していること。	1) 学生支援に関する大学としての方針に基づき、各種の学生支援体制を整備し、教員と職員がそれぞれ役割を果たしながら支援を行っているか。	A
	2) 各種の学生支援にあたり、専門的な知識・能力や経験を有する者を含む必要なスタッフを配置しているか。	A
	3) 学生支援に関する情報を学生に積極的に提供するとともに、その支援は学生の利用しやすさに配慮しているか。	A
	[修学支援（学習面）] ・学生が能力に応じて自律的に学習を進められるようサポートする仕組みを整備しているか（補習教育、補充教育、学習に関わる相談等）。 ・障がいのある学生や留学生の実態に応じ、それらの学生に対する修学支援を行っているか。 ・学習の継続に困難を抱える学生（留年者、退学希望者等）に対し、その実態に応じて対応しているか。 ・遠隔授業をはじめ教育等でＩＣＴを活用する場合は、ＩＣＴ機器の準備や通信環境確保等において学生間に格差が生じないよう、必要に応じて対応しているか（機器貸与、通信環境確保のための支援等）。 ・ＩＣＴを利用した遠隔授業を行う場合にあっては、自宅等の個々の場所で学習する学生からの相談に対応するなどの学習支援を行っているか。また、学生の通信環境へ配慮した対応（授業動画の再視聴機会の確保等）を必要に応じて行っているか。	A
	[修学支援（経済面）] ・学生に対する経済的支援（授業料減免、学内外の奨学金を通じた支援等）を、学生の実態等に応じて行っているか。	A
	[生活支援] ・学生の心身の健康、保健衛生等に関わる指導・相談を、学生の実態に応じて行っているか。 ・学生の孤立化を防止するため、人間関係構築につながる措置（学生の交流機会の確保等）を必要に応じて行っているか。とりわけＩＣＴを利用した遠隔授業を行う場合において配慮しているか。	B
	[進路支援] ・各学位課程（学士課程、修士課程や博士課程など）や分野等における必要性、個々の学生の特性等に応じ、就職支援のほか、職業的自立に向けたキャリア教育・キャリア形成支援等の進路支援を行っているか。	A
	[その他支援] ・上記のほか、部活動・ボランティア活動等の正課外における学生の活動への支援など、必要に応じた支援を行っているか。	B
	[学生の基本的人権の保障] ・ハラスメント防止、プライバシー権の保障や苦情申立への対応など、学生の基本的人権の保障を図る取り組みを行っているか。	A

評価項目 2 学生支援に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。	1) 学生支援に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。	B
	2) 点検・評価の結果を活用して、学生支援に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。	B

【内部質保証委員会による検証結果】 学生支援の基本方針に基づき、学生支援アドバイザー制度を中核とした重層的な支援体制が構築され、修学、生活、進路、経済面など多岐にわたる支援が組織的に実施されている。また、認証評価の結果を受け止め、アドバイザー制度の見直しや支援の可視化に向けた調査を開始している。一方で、看護師国家試験合格率の低下は喫緊の課題であり、要因を分析し改善策が示されている。今後は、各種調査の継続的な実施と、その結果に基づくタイムリーな支援への反映も重要である。特に国家試験対策の強化と、アドバイザー制度の継続的な検証・改善を通じて、学生の学習環境のさらなる充実に繋がることを期待する。

基準 8 教育研究等環境

点検・評価項目	評価の視点	部局による 自己点検・ 評価結果
評価項目 1 教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、学生の学習、教員の教育研究活動に必要な環境を適切に整備していること。	1) 教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、学生の学習環境や教員の教育研究環境を適切に整備しているか。	B
	2) 学生の学習や教員の教育研究活動の必要性に応じてネットワーク環境や I C T 機器を整備し技術的な支援を行う等により、それらの活用を促進しているか。	A
	3) 学生及び教職員の情報倫理の確立を図るために取り組んでいるか。	A
評価項目 2 図書館サービス及び学術情報サービスを提供するための体制を備えていること。また、それらを適切に機能させていること。	1) 教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、図書その他の学術情報資料を体系的に整備しているか。	A
	2) 図書館には、学生及び教員の利用のために、必要な専門的な知識を有する職員を含む人員を適切に配置しているか。また、図書館等の施設環境が適切であるか。	A
評価項目 3 研究活動に関わる支援、条件整備を通じ、研究活動の促進を図っていること。また、健全な研究活動のために必要な措置を講じていること。	1) 研究に対する大学の基本的な考えに沿って、長期的な視点に立った支援や条件整備を十分に行い、各教員の研究活動の活性化につなげているか（教員に対する研究費の支給、研究室の整備、研究時間の確保、専門的な研究支援人材の活用等の人的な支援、若手研究者育成のための仕組みの整備等）。	A
	2) 研究倫理や研究活動の不正防止に関する規程を定め、かつ、学生も含めて研究倫理の遵守を図る取り組みを行っているか。	A
評価項目 4 教育研究等環境に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。	1) 教育研究等環境に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。	A
	2) 点検・評価の結果を活用して、教育研究等環境に関わる事項の改善・向上に取り組む、効果的な取り組みへとつなげているか。	A

【内部質保証委員会による検証結果】
「教育研究等環境の整備に関する方針」に基づき、施設・設備、ICT環境、図書館機能といったハード面、ソフト面の整備が計画的に行われていることを確認した。特に、全館Wi-Fi環境の整備や、地域の特性を踏まえた安全対策、個人研究費の支給や外部資金獲得支援といった研究活動促進の取り組みは、教育研究活動の基盤を支えるものとして評価した。一方で、外部資金の応募・採択率の目標が未達であること、研究倫理教育の受講が年度後半に偏る傾向があることなどが課題として挙げられる。研究活動への動機づけを一層強化し、支援体制を充実させる必要がある。また、研究倫理教育については、eラーニングの計画的な受講を促す仕組みを検討し、研究開始前の倫理教育の機会を確実に確保することが必要である。

基準 9 社会連携・社会貢献

点検・評価項目	評価の視点	部局による 自己点検・ 評価結果
評価項目 1 社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施していること。また、教育研究成果を適切に社会に還元していること。	1) 社会連携・社会貢献に関する方針のもと、学外機関、地域社会等との連携、大学が生み出す知識、技術等を社会に還元する取り組みを行っているか。	A
	2) 社会連携・社会貢献に関する取り組みにより、地域や社会の課題解決等に貢献し、大学の存在価値を高めることにつながっているか。	A
評価項目 2 社会連携・社会貢献活動の状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。	3) 社会連携・社会貢献に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。	A
	4) 点検・評価の結果を活用して、社会連携・社会貢献に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。	B

【内部質保証委員会による検証結果】 社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、赤十字教育委員会および赤十字防災ボランティアステーションが中心となり、多様な活動が着実に実施されている。平時における防災・減災教育や子ども向けの体験学習、災害時におけるボランティア派遣などは、地域社会の課題解決に貢献し、本学の存在価値を高めている。また、これらの活動が外部機関からも評価され、報道等で紹介されていることは、取り組みの有効性を示している。一方、課題として挙げられている災害救護訓練の成果分析の体系化、およびボランティア活動への参加学生の拡大と移動手段の確保については、改善に向けた具体的な方策が示されている。今後は、これらの改善策を着実に実行し、活動の質をさらに高めるとともに、その成果を継続的に検証していく必要がある。
--

基準10 大学運営・財務

点検・評価項目	評価の視点	部局による 自己点検・ 評価結果
大学運営		
評価項目 1 大学運営に関する方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示していること。また、それに基づいた適切な大学運営を行っていること。加えて、大学を設置・管理する法人の運営が適切であること。	1) 大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を教職員で共有しているか。	A
	2) 関係法令及び大学運営に関する方針に基づき、明文化された規程に従って大学運営を適切に行っているか。また、その透明性を確保するために、学長等の役職者、教授会等の組織の権限と役割を法令に基づき規程上明確に定めているか。さらに、その選任、意思決定や権限執行等を、適正な手続のもとで行っているか。	A
	3) 法人はその組織及び役職者の権限と責任を明確化し、大学を適切に管理しているか。また、関係法令に基づき定めた規程に従い役職者の選任及び運営を適切に行い、意思決定・業務執行に対する法人組織内のチェック機能を働かせているか。	A
評価項目 2 予算編成及び予算執行を適切に行っていること。	1) 予算を適正な手続で編成し、予算執行においては透明性を確保しているか。	A
評価項目 3 法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な組織を設け、人員を配置していること。また、その組織が適切に機能していること。	1) 大学運営に必要な組織を整備し、法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援等の業務内容に応じた人員を配置しているか。	A
	2) 大学運営が円滑かつ効果的に行われるように、教員と職員の協働・連携を図っているか。	A
	3) 必要に応じ、専門的な知識及び技能を有する職員の育成、配置を行っているか。	A
	4) 職員の採用、昇格等の人事及び業務評価やそれに基づく処遇改善を、適正に行っているか。	A
	5) 大学運営に関する教員及び職員の資質向上を図るため、教員及び職員に対して、スタッフ・ディベロップメント（SD）活動を組織的に実施しているか。	A
評価項目 4 大学運営に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。	1) 監事による監査、公認会計士又は監査法人による財務監査等を適切なプロセスと内容で行い、大学運営の適切性を担保するとともに、その結果を活用して改善・向上に取り組んでいるか。	A
	2) 大学運営にかかる組織のあり方等を含む大学運営に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。	A
	3) 点検・評価の結果を活用して、大学運営にかかる組織のあり方等を含む大学運営に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。	A
財務		
評価項目 1 教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定していること。	1) 具体的かつ実現可能な中・長期の財政計画を策定し、大学運営にあたっているか。	A
	2) 財務関係比率に関する指標又は目標を設定し、健全な運営を確保しようとしているか。	A
評価項目 2 教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財政基盤を確立していること。	1) 教育研究水準を維持し、向上させていくための安定的な財政基盤を確保しているか。	A
	2) 授業料収入への過度の依存を避けるため、学外から資金を受け入れ、収入の多様化を図っているか。また、それによってどの程度の財源が確保されているかが明らかであるか。	A

【内部質保証委員会による検証結果】

第四次中期計画に基づき、諸規程を整備し、学長等の選任手続きや権限を明確にした上で、透明性の高い大学運営が行われている。また、中長期の財政計画や経営改善計画を策定し、収入源の多様化や計画的な施設管理に取り組むなど、安定的な財務基盤の維持に努めている点も確認した。一方で、18歳人口が減少する中、学生数減少が将来の財務に与える影響がある。外部資金獲得や資産運用による収入多様化は進展しているものの、その規模はまだ十分とは言えず、人件費比率も依然として高い水準にある。教育の質を維持しつつ、支出構造の最適化と収入基盤のさらなる強化を進める必要がある。